



令和 7 年 8 月 1 4 日

お 客 様 各 位

信用組合広島商銀

当座勘定規定の一部改定について

平素より、信用組合広島商銀へのご愛顧を賜り、誠にありがとうございます。

当組合では、手形・小切手の全面的な電子化に向けた取り組みの一環として、払戻請求書による当座預金からの払戻しの取扱いを開始するにあたり、当座勘定規定を下記のとおり改定させていただきます。

今後とも、より一層の利便性向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定する規定 当座勘定規定

2. 取扱開始日 令和 7 年 1 0 月 1 日（水）

3. 払戻請求書による当座勘定の払戻しについて

- （1）当座預金からの払戻しについては、払戻請求書へ記名押印することにより、小切手を振り出すことなく、払い戻しが可能となります。
- （2）お取引店に限り受付させていただきます。
- （3）引き続き、小切手での払出しも可能です。
- （4）払戻請求書を使用する場合には、当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続を求めることがあります。

4. 改定内容

次頁の新旧対象表を参照してください。

改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客さまにも適用させていただきますので、予めご了承ください。

○ご不明な点等がございましたら、下記へお問い合わせください。

<本件に関するお問い合わせ先>

信用組合広島商銀 業務部 ： 082-244-3152

当座勘定規定新旧対照表

※下線が改定点

新	旧
第7条 (手形、小切手の支払等) 1～2 【略】 3. 当座勘定の払戻しは、<u>次のいずれかの方法で行ってください。</u> A <u>届出または登録の印章により、当組合所定の払戻請求書に記名押印して提出する方法。</u> B <u>小切手を使用する方法。</u> 4. <u>前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。</u>	第7条 (手形、小切手の支払) 1～2 【略】 3. 当座勘定の払戻し<u>の場合には、小切手を使用してください。</u>
第8条 (手形、小切手用紙等) 1～4 【略】 5. <u>手形用紙、小切手用紙、あるいは払戻請求書の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</u>	第8条 (手形、小切手用紙) 1～4 【略】 5. 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。
第12条(手数料等の引落し) 1. 当組合が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手<u>または払戻請求書</u>によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。 2. 当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当組合所定の手続をしてください。	第12条(手数料等の引落し) 1. 当組合が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。 2. 当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当組合所定の手続をしてください。

第 13 条（支払保証）

小切手の支払保証はしません。

第 16 条（印鑑照合等）

1. 手形、小切手、払戻請求書または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、払戻請求書、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

2～3 【略】

第 13 条（支払保証 に代わる取扱い）

小切手の支払保証はしません。ただし、その請求があるときは、当組合は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。

第 16 条（印鑑照合等）

1. 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

2～3 【略】